

第24回定時株主総会に関する 電子提供措置事項交付書面

事業報告
連結計算書類
計算書類
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

本書面には電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款の規定に基づいて次の事項を除いており、第24回定時株主総会招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイトに掲載しております。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウクライナ及び中東情勢の長期化や中国経済の減速、原材料・エネルギー価格高騰による物価上昇に急速な為替変動の影響など、先行き不透明な状況が続いております。

一方で、個人消費は食糧品や生活必需品などが長引く物価高の影響を受けながらも、大企業を中心とした設備投資や賃上げによる所得環境の改善などで回復が期待されております。

加えて、円安やコロナ禍からの回復を基調にした海外からの旅行客数の増加に伴い、インバウンド需要のさらなる拡大が見込まれるなど、国内の消費市場は回復が進んでおります。

このような状況のもと、当企業グループは、変化の激しい経営環境に柔軟に対応し、さらなる経営体質の強化を図っており、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会における定款変更の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、同日開催した取締役会において代表取締役の異動を決議いたしました。

会長と社長の職務を分けることにより業務執行における意思決定の機動性・迅速性の向上を実現させるとともに、監査等委員の率直な意見を取り入れることでさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は2024年8月1日付で室山運輸株式会社の全株式を、2025年2月28日付でジャパンネクストリテイリング株式会社の全株式をそれぞれ取得し、連結子会社といたしました。

室山運輸株式会社は、近畿から中四国地方を中心に長年物流業界に携わってきた企業で、当社とも協力パートナー企業として良い関係を築いてまいりました。同社をグループ化することで様々な物流課題の解決とともに、発展的な成長につながるものと考えております。

ジャパンネクストリテイリング株式会社は、「正直屋」のストアブランドにより、関東・中部・近畿エリアなどを中心に給湯設備機器の販売を行っており、グループ全体のリフォーム事業拡大に向けた相乗効果が得られるものと考えております。

当連結会計年度の商品別売上におきましては、2024年7月の日本の月平均気温が1898年の統計開始以降最高を記録するなど、各地で猛暑が続いたことや、12月や2月に冬型の気圧配置が続き、寒気の影響を受けやすかったことなどから、エアコンなどの季節家電が売上の増加に大きく寄与いたしました。

また、端末の買い替え需要の活性化などにより、「iPhone」を中心とした携帯電話が昨年から引き続き好調でした。

さらに、経済産業省による導入支援（給湯省エネ2024事業）があった高効率給湯器や、前述の猛暑の影響などにより高い断熱性能が関心を集めた二重窓リフォームを中心に住宅設備が伸長した他、理美容・健康器具や電子レンジ・調理家電などの生活家電、タブレットなどの伸長により情報家電も前年を上回るなど堅調に推移いたしました。

その他、商品展開としましては「くらしを、新しい角度から。」をコンセプトとしたプライベートブランド家電「e angle（イーアングル）」を強化しております。

詳しくはe angle特設サイト（<https://www.edion.com/eangle>）をご確認ください。

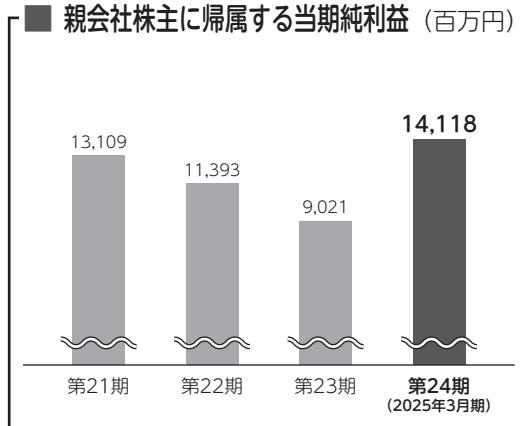
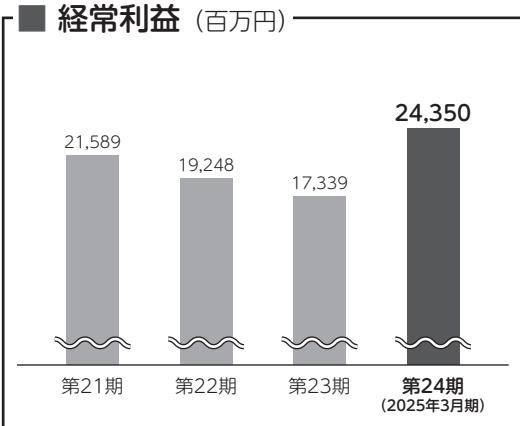
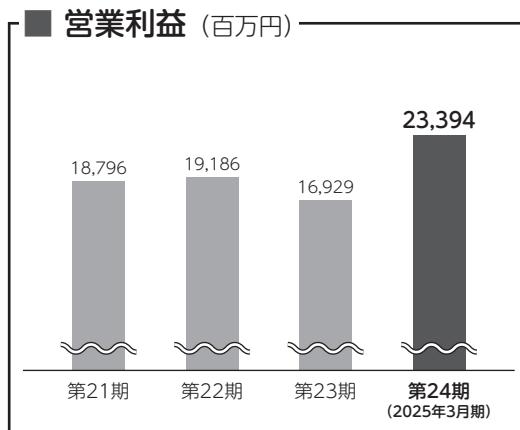
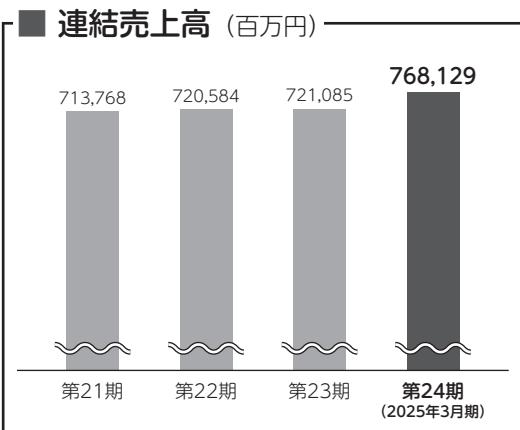
連結業績の概況

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期	増減額	前期比（%）
連結売上高	721,085	768,129	47,043	106.5
営業利益	16,929	23,394	6,464	138.2
経常利益	17,339	24,350	7,011	140.4
親会社株主に帰属する当期純利益	9,021	14,118	5,097	156.5

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は7,681億29百万円（前期比106.5%）となりました。また、営業利益は233億94百万円（前期比138.2%）、経常利益は243億50百万円（前期比140.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は141億18百万円（前期比156.5%）となりました。



営業店舗の状況

当連結会計年度の店舗展開につきましては、家電直営店として7店舗を新設、1店舗を移転、7店舗を閉鎖いたしました。また、フランチャイズ店舗は15店舗を新設、27店舗を閉鎖と12店舗の純減少となりました。これにより当連結会計年度末の店舗数はフランチャイズ店舗736店舗を含めて1,190店舗となりました。

	前連結会計年度末	増 加	減 少	差 引	当連結会計年度末
直 営 店	454店	7店	7店	-店	454店
フランチャイズ店	748店	15店	27店	△12店	736店
合 計	1,202店	22店	34店	△12店	1,190店
直 営 店 売 場 面 積	1,121,552m ²	24,461m ²	18,571m ²	5,890m ²	1,127,442m ²

(注) 直営店売場面積の増加・減少には、移転・建替・改装等による増加・減少が含まれております。

企業集団の商品分類別連結売上高

区分	前連結会計年度 2023年4月1日から 2024年3月31日まで		当連結会計年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
家電					
テレビ	49,005	6.8	48,987	6.4	100.0
ビデオ・カメラ	15,635	2.2	15,549	2.0	99.4
オーディオ	10,369	1.4	10,238	1.3	98.7
冷蔵庫	54,150	7.5	52,615	6.8	97.2
洗濯機・クリーナー	74,903	10.4	74,379	9.7	99.3
電子レンジ・調理家電	34,324	4.8	35,588	4.6	103.7
理美容・健康器具	25,711	3.6	27,985	3.6	108.8
照明器具	5,522	0.8	5,518	0.7	99.9
エアコン	77,823	10.8	87,301	11.4	112.2
その他空調機器	17,925	2.5	18,832	2.5	105.1
その他	17,816	2.5	19,779	2.6	111.0
小計	383,187	53.3	396,777	51.6	103.5
情報家電					
パソコン	37,032	5.1	37,324	4.9	100.8
パソコン関連商品	42,832	5.9	42,885	5.6	100.1
携帯電話	89,047	12.3	109,392	14.2	122.8
その他	14,923	2.1	15,335	2.0	102.8
小計	183,836	25.4	204,938	26.7	111.5
その他					
ゲーム・玩具	41,760	5.8	43,459	5.7	104.1
音響ソフト・楽器	1,533	0.2	1,499	0.2	97.8
住宅設備	58,449	8.1	61,572	8.0	105.3
家電修理・工事収入	30,358	4.2	33,509	4.4	110.4
その他	21,959	3.0	26,371	3.4	120.1
小計	154,061	21.3	166,413	21.7	108.0
合計	721,085	100.0	768,129	100.0	106.5

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

1－2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、既存借入金の借換資金として、株式会社みずほ銀行のアレンジでシングルローン70億円を組成いたしました。

適用金利については、将来の金利上昇リスクを回避するため固定金利で調達しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は128億19百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区分	設備名	所在地	開店日	増減面積(m ²)
新設	エディオン 笹丘店	福岡市中央区	2024年 4月 5日	2,265
〃	エディオン ガーデンズ千早東店	福岡市東区	2024年 4月 19日	3,217
〃	エディオン 奈良三条大路店	奈良県奈良市	2024年 5月 24日	2,510
〃	エディオン 王寺駅前店	奈良県王寺町	2024年 6月 21日	2,605
〃	エディオン 八代店	熊本県八代市	2024年 9月 20日	2,556
〃	エディオン 奈良南店	奈良県奈良市	2024年11月 8日	3,972
〃	エディオン 山口小郡店	山口県山口市	2024年11月 22日	1,803
移転	エディオン ルビットタウン中津川店	岐阜県中津川市	2024年 8月 30日	395

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

2024年7月1日付で、連結子会社であるフォーレスト株式会社とフォーレスト酒販株式会社は、フォーレスト株式会社を存続会社、フォーレスト酒販株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

また、2025年4月1日付で、当社と連結子会社である株式会社サンキューは、当社を存続会社、株式会社サンキューを消滅会社とする吸収合併を行っております。

さらに、2025年4月1日付で、連結子会社である株式会社ジェイトップと室山運輸株式会社は、株式会社ジェイトップを存続会社、室山運輸株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

2024年8月1日付で、室山運輸株式会社の全株式を取得し、100%子会社としております。

また、2025年2月28日付で、ジャパンネクストリテイリング株式会社の全株式を取得し、100%子会社としております。

1－3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第21期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第22期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第23期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第24期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高(百万円)	713,768	720,584	721,085	768,129
営業利益(百万円)	18,796	19,186	16,929	23,394
経常利益(百万円)	21,589	19,248	17,339	24,350
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	13,109	11,393	9,021	14,118
総資産額(百万円)	377,970	369,365	431,694	434,830
純資産額(百万円)	199,480	201,656	214,921	222,946
1株当たり純資産額(円)	1,950.13	2,048.30	2,042.40	2,122.68
1株当たり当期純利益金額(円)	125.41	112.36	90.07	134.33
自己資本比率(%)	52.8	54.6	49.7	51.2

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により、1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区分	第21期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第22期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第23期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第24期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高(百万円)	644,036	649,335	648,384	687,772
営業利益(百万円)	15,987	16,163	13,871	19,479
経常利益(百万円)	19,645	17,533	15,771	21,589
当期純利益(百万円)	12,062	9,982	8,685	11,091
総資産額(百万円)	370,429	362,135	420,778	423,961
純資産額(百万円)	194,484	195,115	207,532	210,991
1株当たり純資産額(円)	1,901.28	1,981.85	1,975.07	2,012.72
1株当たり当期純利益金額(円)	115.40	98.45	86.71	105.52
自己資本比率(%)	52.5	53.9	49.3	49.8

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により、1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

1-4. 対処すべき課題

(1) 収益力の向上への取り組み

①お客様のご要望や時代の変化などに俊敏に対応することで、お客様サービスの充実を図ってまいります。世代やニーズに合わせた販売促進策を行い、エディオンアプリ会員の獲得や、デジタル販促の活用を通じて、顧客接点の拡大と来店促進に努めます。

店舗においては、お客様の潜在ニーズに響くサービスや商品提案に加え、お客様視点の商品開発を拡大することで、家庭内のシェアアップを目指します。

物流・サービス体制では、大型商品の無料配送やスピード配達・工事などを実践し、より利便性の向上に努めてまいります。

②販売管理費のコントロールも重要な課題と考えております。店舗オペレーションの見直しなどにより業務効率を改善し、またより一層職場環境・労働環境整備の取り組みをすすめるなど、人的生産性の向上に取り組んでおります。

さらに、広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

(2) 企業の持続的な成長への取り組み

①お客様のより快適な生活を提案するため、お客様の声を反映して当社で企画・開発したオリジナル商品「e angle（イーアングル）」を展開しております。当社独自の商品により、売上及び利益への貢献ができるほか、新たな市場を発掘するべく商品開発に積極的に取り組むとともに、販売を強化してまいります。

②リフォーム分野は消費者の「省エネ性能」「安全・安心」を重視する意識の高まりや、市場規模の持続的な成長も見込まれていることから、売上拡大とともに施工体制の強化や施工品質の向上に努めています。

また、グループ子会社の営業・施工ネットワークを活用するとともに、外壁・屋根リフォーム等の新たな商品の開発、販売を行ってまいります。

③多様化するニーズへの取り組みとして、「エディオンネットショップ」ではエディオンポイントや長期修理保証など、店舗と同様のサービスをご利用いただけます。

また、ネットショップでは店舗の品揃えの補完としての機能を果たすとともに、ネットショップでの購入品を店舗で受け取りいただけるなど、相互に連携したサービスを提供してまいります。さらに、全国物流網の整備により、大型商品の配送・設置工事にも迅速に対応できる体制を構築いたします。

④未来の社会を担う子どもたちに向け、ロボットプログラミング教育を通じて、知識やスキルの習得だけでなく、創造的な考え方を主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいと考えております。

⑤「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」でありたいという考え方のもと、経営理念の実践はまさにサステナビリティそのものであると認識しております。

今後も、従業員一人ひとりが持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上に取り組むとともに、当企業グループの中長期的な価値創造につなげてまいります。

(3) コンプライアンスの徹底及びコーポレートガバナンスの強化

①当企業グループでは、従業員が社会の一員として、また、エディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信用に結びついていくと考えております。

今後も、社内研修を通して従業員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、社内体制を整備し、また内部統制・内部監査の強化に取り組むとともに、新たな法規制等にも迅速に対応するなど、コンプライアンスを徹底してまいります。

②当企業グループの子会社及び関連会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図るとともに、経営の管理・監督機能を強化することにより、当企業グループ全体のコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり家電量販店を展開しております。また、インターネット販売にも注力し、当社公式通販サイト「エディオンネットショップ」にて家庭電化商品等を中心に販売し、子会社のフォーレスト株式会社が運営する「フォレストウェイ」及び「ココデカウ」にてオフィス用品、日用品等を販売しております。

さらに、リフォーム事業を中心として、太陽光発電システム、オール電化、外壁塗装等の住宅関連事業を行い、子会社の株式会社エディオンハウスシステムでは、産業用太陽光発電システムの施工や大規模リフォーム事業を行っております。

加えて、プログラミング教育事業として、子会社の夢見る株式会社が運営する「ロボ団」にて子ども向けロボットプログラミング教室を運営しております。

その他にも、リサイクル及びリユース事業、プロサッカーチームの運営等を行っております。

1－6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等 (2025年3月31日現在)

株式会社エディオン

本店所在地 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

本社事務所 大阪市北区中之島二丁目3番33号

株式会社サンキュー

本店所在地 福井県福井市新保北一丁目601番地

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
エディオン	家庭電化商品等の販売	423	735	1,158	0	△12	△12
サンキュー	家庭電化商品等の販売	31	1	32	0	0	0
合		454	736	1,190	0	△12	△12

(2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 9,315名

(注) 使用人数には臨時従業員 (6,651名) は含まれておりません。

② 事業報告作成会社の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,852名	9名増	43歳4か月	18年6か月

(注) 使用人数には臨時従業員 (5,842名) は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	議決権率	主要な事業内容
(株)サンキュー	福井県 福井市	1976年 11月	百万円 10	% 100.0	家庭電化商品等の販売
フォーレスト(株)	さいたま市 大宮区	1992年 7月	90	100.0	文具・事務用品、オフィス用品、日用品等の通信販売
(株)EDIONクロスベンチャーズ	名古屋市 千種区	1973年 12月	30	100.0	情報システムの運営及び開発
(株)エディオンハウスシステム	広島市 中区	2002年 6月	20	100.0	住宅リフォーム、太陽光発電システムの販売・工事等
(株)ジェイトップ	名古屋市 中村区	2014年 12月	94	100.0	一般貨物運送業、家電配送・設置事業、電気工事業等
(株)イー・アール・ジャパン	広島市 中区	2012年 4月	100	100.0	リユース事業及びリサイクル事業
(株)プライムステーション	東京都 品川区	1991年 9月	41	100.0	企画・印刷事業
夢見る(株)	堺市 北区	2012年 11月	10	100.0	プログラミング教室等の運営
(株)EdBank	東京都 品川区	2019年 12月	10	100.0	プログラミング教室等の運営
(株)麻布	愛知県 春日井市	2002年 10月	10	100.0	屋根・外壁塗装、リフォーム
室山運輸(株)	岡山県 倉敷市	1968年 5月	20	100.0	一般貨物運送業
ジャパンネクストリテイリング(株)	名古屋市 千種区	2022年 5月	9	100.0	給湯設備機器の販売・工事等
(株)サンフレッヂュ広島	広島市 中区	1992年 4月	2,099	76.1	プロサッカーチームの運営

- (注) 1. 2024年7月1日付で、連結子会社であるフォーレスト株式会社とフォーレスト酒販株式会社は、フォーレスト株式会社を存続会社、フォーレスト酒販株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
2. 2024年8月1日付で、室山運輸株式会社の全株式を取得し、100%子会社としております。
3. 2025年2月28日付で、ジャパンネクストリテイリング株式会社の全株式を取得し、100%子会社としております。
4. 2025年4月1日付で、当社と連結子会社である株式会社サンキューは、当社を存続会社、株式会社サンキューを消滅会社とする吸収合併を行っております。
5. 2025年4月1日付で、連結子会社である株式会社ジェイトップと室山運輸株式会社は、株式会社ジェイトップを存続会社、室山運輸株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
6. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	3,000
株式会社日本政策投資銀行	2,400
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社福井銀行	1,000
大阪府信用農業協同組合連合会	1,000
株式会社静岡銀行	857
株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4(注)1	200
株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#9(注)2	350
株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#2(注)3	500
株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#10(注)4	6,350
株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#11(注)5	18,571
株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#3(注)6	7,928

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されております。
 2. 株式会社三三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#9は、株式会社福井銀行他全17行で構成されております。
 3. 株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社伊予銀行他全19行で構成されております。
 4. 株式会社三三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#10は、株式会社十六銀行他全14行で構成されております。
 5. 株式会社三三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#11は、株式会社広島銀行他全27行で構成されております。
 6. 株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#3は、株式会社広島銀行他全12行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

300,000,000株

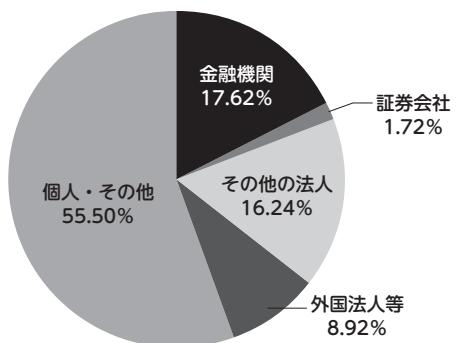
(2) 発行済株式の総数

112,005,636株

(3) 株主数

171,184名

所有者別株式分布



(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ニトリホールディングス	10,225千株	9.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,401	8.01
エディオングループ社員持株会	7,586	7.24
株式会社ダイイチ	3,449	3.29
久保 允誉	2,256	2.15
エディオングループ取引先持株会	1,665	1.59
住友生命保険相互会社	1,624	1.55
株式会社広島銀行	1,621	1.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,440	1.37
日本生命保険相互会社	1,276	1.22

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式7,176,575株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	38,800株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 4-3. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2024年8月2日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を5,500,000株、取得価額の総額の上限を10,000,000,000円として、2024年8月5日から2025年7月31日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、2025年3月31日現在で、取得価額の総額7,143,954,131円にて自己株式3,976,300株を取得しております。

②譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（自己株式）の処分

当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2024年7月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月23日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名、上席執行役員（取締役を兼務しない）12名、子会社取締役1名に対し、自己株式56,300株の処分を行っております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2025年3月31日現在)

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
発行日	2015年6月19日
新株予約権の数	発行数 1,500個 残数 251個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,303,386株
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,089.7円
新株予約権の行使期間	2015年7月3日から 2025年6月5日まで
新株予約権付社債の残高	2,510百万円

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において期末配当を1株につき23円とする剰余金処分案が承認可決され、2024年3月期の年間配当が1株につき45円となったことに伴い、転換価額が1,093.0円に調整されております。 (適用日：2024年4月1日以降)
2. 2024年11月1日開催の取締役会において中間配当を1株につき23円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、転換価額が1,089.7円に調整されております。 (適用日：2024年10月1日以降)
3. 新株予約権の一部行使はできません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会長 執 行 役 員 C E O	久 保 允 誉	株式会社サンキュー代表取締役会長 株式会社サンフレッヂエ広島代表取締役会長
代 表 取 締 役 副 会 長 執 行 役 員	山 崎 德 雄	—
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C O O	高 橋 浩 三	—
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	金 子 悟 士	IT戦略本部管掌 株式会社ラウドマウスジャパン代表取締役社長 株式会社EDIONクロスベンチャーズ代表取締役社長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	淨 弘 晴 義	eコマース本部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	石 田 亞 紀	経営企画本部長兼IR管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	井 上 利 郎	営業本部長
社 外 取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事
社 外 取 締 役	高 木 施 文	弁護士
社 外 取 締 役	眞 弓 奈 穂 子	アルゴラブ株式会社代表取締役社長
社 外 取 締 役	福 島 淑 彦	早稲田大学政治経済学術院教授
社 外 取 締 役	森 忠 翔	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス 社外取締役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 根 よ し え	—
社 外 取 締 役 (監査等委員)	福 田 有 希	公認会計士・税理士 大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員
社 外 取 締 役 (監査等委員)	坂 井 義 清	NTTファイナンス株式会社顧問
社 外 取 締 役 (監査等委員)	清 水 英 昭	弁護士

- (注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦、森忠嗣の各氏、並びに取締役（監査等委員）福田有希、坂井義清、清水英昭の各氏は、社外取締役であります。
3. 社外取締役高木施文、社外取締役（監査等委員）清水英昭の両氏は、弁護士の資格を有しております、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役（監査等委員）福田有希氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山根よしえ氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、社外取締役石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦、森忠嗣の各氏、並びに社外取締役（監査等委員）福田有希、坂井義清、清水英昭の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
当社は、各社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
8. 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役を被保険者とし、会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該契約の概要は、被保険者の会社役員としての業務による行為に起因し、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を填補するものであります。また、保険料は全額会社が負担しております。

4-2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
坂井義清	2024年6月27日	任期満了	社外取締役 NTTファイナンス株式会社顧問
山田富士雄	2024年6月27日	任期満了	常勤監査役
福田有希	2024年6月27日	任期満了	社外監査役 公認会計士・税理士 大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員
沖中隆志	2024年6月27日	任期満了	社外監査役 税理士

- (注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役山田富士雄、社外監査役福田有希、社外監査役沖中隆志の各氏は任期満了により退任し、このうち福田有希氏が監査等委員である取締役に就任しております。
また、社外取締役坂井義清氏は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 社外監査役沖中隆志氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ましたが、退任日をもって独立役員の指定を解除しております。

4-3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	687 (50)	477 (50)	141 (-)	69 (-)	13 (6)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32 (21)	32 (21)	— (-)	— (-)	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	7 (3)	7 (3)	— (-)	— (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	727 (76)	516 (76)	141 (-)	69 (-)	20 (11)

(注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)には、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。当該社外取締役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、取締役(監査等委員)に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間分は取締役(監査等委員を除く)に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

2. 上記の監査役には、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。このうち、社外監査役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、取締役(監査等委員)に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 業績運動報酬等に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、2025年3月期の実績は14,118百万円であります。業績運動報酬等の額の算定方法は、「(2)役員報酬等の内容の決定に関する方針等③取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(2)役員報酬等の内容の決定に関する方針等③取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、年額8億円以内とご承認いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

また、上記報酬額とは別枠で、2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は4名)です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)です。

7. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において、年額8億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）とご承認いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は12名（うち、社外取締役は5名）です。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額3億円以内、株式数の上限を年間470,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、（2）において「取締役」という。）の報酬等の内容の決定に関する方針等を以下のとおり取締役会において決議しております。

①基本方針

当社の役員報酬は、次の基本方針に基づき報酬額を決定いたします。

- ・企業価値の向上に対するインセンティブとして機能すること
- ・株主の視点に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長に資すること
- ・事業規模及び業績に対して適切な水準であること
- ・取締役に対する評価や報酬額決定プロセスにおいて透明性及び公平性を確保すること

②報酬の構成及び割合

役員報酬は基本部分と業績連動部分からなる金銭による報酬と、譲渡制限付株式の付与のための報酬（株式報酬）で構成しており、それぞれの総額は株主総会で決議された限度額の範囲内で支給いたします。

各報酬の割合は基本部分が60%、金銭の業績連動部分と株式報酬の合計が40%を基準とし、次に記載の評価手続きにより事業年度毎の報酬額を算定したうえで決定いたします。

なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査等委員である取締役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査等委員である取締役には、それぞれ金銭報酬（固定報酬）のみを支給いたします。

③取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個別の報酬等の内容の決定にあたっては、公平性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」による審議を経て、取締役会にて決議いたします。

- ・基本部分：各取締役の役位、在任期間、会社への貢献度により各取締役の評価を行い、年度毎の固定報酬額を決定いたします。
- ・業績連動部分：対象事業年度の業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度を基準として各取締役の評価を行い、報酬額を決定いたします。
- ・株式報酬：各取締役の役位、会社への貢献度により各取締役の評価を行い、決定した報酬額に応じた譲渡制限付株式の割当を行います。

④報酬の内容が方針に沿うと取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬について、決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4-4. 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(1) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職法人等	兼職の内容
社外取締役	石橋省三	一般財団法人石橋湛山記念財団	代表理事
		株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド	社外取締役
		学校法人栗本学園（名古屋商科大学）	理事
	眞弓奈穂子	アルゴラブ株式会社	代表取締役社長
	福島淑彦	早稲田大学政治経済学術院	教授
		株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	社外取締役
	森忠嗣	シルバーエッジ・テクノロジー株式会社	社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	福田有希	大阪地方裁判所・大阪高等裁判所	専門委員
	坂井義清	NTTファイナンス株式会社	顧問

(2) 当社と当該他の法人等との関係

当社と社外役員が兼職している他の法人等との間には、特別な関係はありません。

4-5. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する実務の概要
社外取締役	石橋省三	取締役会17回／17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、財団法人及び学校法人の理事の経験と金融・証券分野における豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べております。また、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名報酬委員会の10回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社及び子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	高木施文	取締役会17回／17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、弁護士としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名報酬委員会の10回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社及び子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	眞弓奈穂子	取締役会17回／17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、金融・証券分野における豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べております。また、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	福島淑彦	取締役会17回／17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、経済・経営分野における学術者としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べており、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
	森忠嗣	取締役会17回／17回 (出席率100%)	取締役会に出席して、小売業を営む企業の業務執行取締役としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べており、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会・監査役会・監査等委員会への出席状況	発言状況及び社外取締役に關して 行つた職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	福田有希	取締役会17回／17回 (出席率100%) 監査役会3回／3回 (出席率100%) 監査等委員会7回／7回 (出席率100%)	取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席に加えて、会計監査人と意見交換をし、これらの場において公認会計士・税理士としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べており、社外監査役及び社外取締役（監査等委員）としての意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
	坂井義清	取締役会17回／17回 (出席率100%) 監査等委員会7回／7回 (出席率100%)	取締役会及び監査等委員会に出席して、通信ネットワーク事業を営む企業の業務執行取締役としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べており、社外取締役（監査等委員）としての意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員就任後に開催された指名報酬委員会の6回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社及び子会社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	清水英昭	取締役会13回／13回 (出席率100%) 監査等委員会7回／7回 (出席率100%)	取締役会及び監査等委員会に出席して、弁護士としての豊富な経験と知見から、積極的に意見を述べており、社外取締役（監査等委員）としての意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。

- (注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、社外取締役（監査等委員）福田有希、坂井義清、清水英昭の各氏が同株主総会において新たに選任され、就任しております。
2. 清水英昭氏は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において新たに社外取締役（監査等委員）に選任され就任したため、取締役会の出席状況は就任後の開催及び出席回数を表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	101百万円
(2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
(3) 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザリー業務であります。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループとして安定的な経営基盤の確保に努めるほか、株主還元を経営の重要課題と考えており、配当性向30%以上の安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、法令および当社定款の定めにより、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会にて決定いたします。

これらの基本方針を基にして、当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、1株につき24円といたしたいと存じます。

なお、2024年12月に中間配当金として1株につき23円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は前期から2円増配の1株につき47円となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,834	支払手形及び買掛金	41,525
売掛金	42,809	短期借入金	31,255
商品及び製品	120,087	1年内返済予定の長期借入金	3,470
その他	19,532	1年内償還予定の新株予約権付社債	2,510
貸倒引当金	△90	リース債務	916
流動資産合計	191,173	未払法人税等	6,082
固定資産		未払消費税等	3,226
有形固定資産		賞与引当金	6,107
建物及び構築物	61,650	契約負債	33,553
工具、器具及び備品	5,734	その他	15,572
土地	101,889	流動負債合計	144,220
リース資産	3,385	固定負債	
建設仮勘定	2,047	長期借入金	40,667
その他	983	リース債務	2,956
有形固定資産合計	175,690	繰延税金負債	270
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	1,623
のれん	2,710	退職給付に係る負債	4,544
その他	9,223	資産除去債務	12,410
無形固定資産合計	11,934	その他	5,190
投資その他の資産		固定負債合計	67,664
投資有価証券	5,401	負 債 合 計	211,884
差入保証金	27,349	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	18,317	株主資本	224,870
その他	5,243	資本金	11,940
貸倒引当金	△279	資本剰余金	84,453
投資その他の資産合計	56,032	利益剰余金	138,602
固定資産合計	243,657	自己株式	△10,126
資 産 合 計	434,830	その他の包括利益累計額	△2,351
		その他有価証券評価差額金	1,142
		土地再評価差額金	△4,475
		退職給付に係る調整累計額	981
		非支配株主持分	427
		純 資 産 合 計	222,946
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	434,830

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		768,129
売上原価		545,263
売上総利益		222,866
販売費及び一般管理費		199,471
営業利益		23,394
営業外収益		
受取利息及び配当金	156	
受取手数料	107	
受取事務手数料	281	
その他	1,111	1,656
営業外費用		
支払利息	461	
支払手数料	92	
その他	146	700
経常利益		24,350
特別利益		
固定資産売却益	132	
投資有価証券売却益	2	
その他	14	148
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	759	
減損損失	2,435	
賃貸借契約解約損	34	
その他	63	3,313
税金等調整前当期純利益		21,186
法人税、住民税及び事業税	7,848	
法人税等調整額	△894	6,954
当期純利益		14,232
非支配株主に帰属する当期純利益		113
親会社株主に帰属する当期純利益		14,118

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,738	買掛金	37,305
売掛金	37,851	短期借入金	45,918
商品及び製品	110,254	1年内返済予定の長期借入金	3,354
原材料及び貯蔵品	371	1年内償還予定の新株予約権付社債	2,510
前払費用	3,543	リース債務	888
短期貸付金	1,590	未払金	12,007
未収入金	12,851	未払費用	19
その他	1,295	未払法人税等	5,249
貸倒引当金	△417	未払消費税等	2,630
流動資産合計	172,077	預り金	325
固定資産		前受収益	450
有形固定資産		賞与引当金	5,363
建物	54,299	契約負債	29,818
構築物	2,157	その他	1,411
工具、器具及び備品	5,014	流動負債合計	147,255
土地	100,202	固定負債	
リース資産	3,310	長期借入金	39,914
建設仮勘定	1,837	リース債務	2,887
その他	864	再評価に係る繰延税金負債	1,623
有形固定資産合計	167,685	退職給付引当金	5,068
無形固定資産		資産除去債務	11,220
借地権	189	預り保証金	4,498
商標権	1	その他	501
ソフトウェア	5,319	固定負債合計	65,714
その他	2,597	負債合計	212,969
無形固定資産合計	8,107	(純資産の部)	
投資その他の資産		株主資本	214,340
投資有価証券	5,311	資本金	11,940
関係会社株式	25,454	資本剰余金	110,904
出資金	2,138	資本準備金	64,137
長期貸付金	672	その他資本剰余金	46,767
長期前払費用	705	利益剰余金	101,621
差入保証金	24,572	その他利益剰余金	101,621
繰延税金資産	17,020	繰越利益剰余金	101,621
その他	259	自己株式	△10,126
貸倒引当金	△45	評価・換算差額等	△3,349
投資その他の資産合計	76,090	その他有価証券評価差額金	1,126
固定資産合計	251,883	土地再評価差額金	△4,475
資産合計	423,961	純資産合計	210,991
		負債・純資産合計	423,961

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		687,772
売上原価		486,140
売上総利益		201,632
販売費及び一般管理費		182,152
営業利益		19,479
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	1,419	
受取事務手数料	251	
助成金収入	28	
その他	1,019	2,739
営業外費用		
支払利息	474	
貸倒引当金繰入額	△45	
支払手数料	92	
その他	108	630
経常利益		21,589
特別利益		
固定資産売却益	129	
違約金収入	14	143
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	738	
減損損失	2,286	
賃貸借契約解約損	34	
関係会社株式評価損	2,071	
その他	53	5,198
税引前当期純利益		16,534
法人税、住民税及び事業税	6,315	
法人税等調整額	△872	5,443
当期純利益		11,091

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社エディオン
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 諏訪部 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林謙一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社エディオン
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 謙訪部 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林謙一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、2024年6月27日に開催されました第23回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2024年4月1日から2024年6月27日定時株主総会終結時までの状況につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の常勤監査等委員がその非常勤監査役を兼務する子会社にあっては取締役会に出席するほか、その他の子会社も含め、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる 것을確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社エディオン 監査等委員会

監査等委員会委員長(社外取締役) 坂 井 義 清 ㊞
常 勤 監 査 等 委 員 山 根 よ し え ㊞
監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役) 福 田 有 希 ㊞
監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役) 清 水 英 昭 ㊞

(MEMO)

(MEMO)

(MEMO)

(MEMO)

(MEMO)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。